

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月27日
【会社名】	クラリオン株式会社
【英訳名】	Clarion Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 川端 敦
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2
【電話番号】	048（601）3700（代表）
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 富田 浩二
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2
【電話番号】	048（601）3700（代表）
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 富田 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2018年6月22日開催の当社第78回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2018年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

(1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしており、その移行期限は2018年10月1日までとされている。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式の併合を行う。

(2) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合

(3) 本株式併合の効力発生日

2018年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

90,000,000株

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更については、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第182条第2項の定めにより、株式併合の効力発生日である2018年10月1日に変更されたものとみなされる。

(2) 当社株式の売買単位を100株に変更するため、現行定款第7条（単元株式数）に規定する単元株式数を、1,000株から100株に変更する。

(3) 株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入したく、定款第8条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行う。

(4) 条文の新設に伴い、現行定款第8条以下を1条ずつ繰り下げる。

(5) 上記(2)から(4)の変更の効力は、第1号議案の株式併合の効力発生日をもってする旨の附則を設ける。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として川本英利、川端敦、藤村一路、溝口稚佳子、上條正仁、岡田裕之を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	242,134	220	84	（注）1	可決（99.53%）
第2号議案	242,145	209	84	（注）1	可決（99.54%）
第3号議案				（注）2	
川本 英利	214,669	27,685	84		可決（88.24%）
川端 敦	214,243	28,111	84		可決（88.07%）
藤村 一路	235,688	6,666	84		可決（96.88%）
溝口 稚佳子	235,983	6,371	84		可決（97.00%）
上條 正仁	214,758	27,596	84		可決（88.28%）
岡田 裕之	205,356	36,998	84		可決（84.41%）

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上